

労働安全衛生法において、事業者には、雇入れ時および1年以内ごとに1回の定期(深夜業や坑内労働などの特定業務従事者は年2回)に労働者の健康診断の実施義務があります。

労働者を雇入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。

1. 既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査
2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力、および聴力の検査(1000Hz・30dB)(4000Hz・30dB)
4. 胸部X線検査
5. 血圧の測定
6. 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
7. 貧血検査(赤血球数、血色素量)
8. 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
9. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)
10. 血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)
11. 心電図検査

そして1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

1. 既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査
2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、視力、腹囲、および聴力の検査(1000Hz・30dB)(4000Hz・40dB)
4. 胸部X線検査、および喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
7. 貧血検査(赤血球数、血色素量)
8. 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
9. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)
10. 血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)
11. 心電図検査

※医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目

身長測定(20歳以上の者)

聴力検査:45歳未満の者(35歳と40歳を除く)については医師が適当と認める聴力の検査(オーディオまたはその他の方法)に代えることができる。

喀痰検査:胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者、および胸部X線検査を省略した者

ア. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の方

イ. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方

ウ. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

心電図検査、血中脂質検査、肝臓機能検査、貧血検査、血糖検査は35歳未満と36歳以上40歳未満の者について省略できる。

腹囲測定:40歳未満(35歳を除く)の場合、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合、BMIが20未満である場合、BMIが22未満であって、自ら腹囲を申告した場合

これらの健康診断を確実に実施し、労働者の健康管理をより万全に行うため、労働安全衛生法において、労働者には健康診断の受診義務があるとされています。ただし、労働安全衛生法は、事業者が指定する医師以外の自分で選択した医師による健康診断を受ける自由を認めています。労働者は、事業者が指定した医師による健康診断の受診を希望しない場合は、別の医師による健康診断を受けて、その結果を事業者に提出しなければなりません。労働者が健康診断を受診しなかった場合、労働安全衛生法では受診義務違反に対する罰則は設けていませんが、判例では事業者は労働者に対して労働安全衛生法上の健康診断の受診を命じることができ、労働者の受診拒否に対しては懲戒処分を行うことが認められています。

健康診断を受診するよう指導しても聞き入れない社員がいた場合は、受信するよう繰り返し指導を行いつつ、指導の内容と時期を記録しておきましょう。受診命令を一度出したが従わない社員をそのままにしておいて、後に長時間の残業が原因で社員が病気やケガをしてしまった場合、会社が安全配慮義務を怠ったとして損害賠償を請求されるリスクがあります。そのリスクを回避するためにも、会社には繰り返し指導を行いその記録を残しておかなければなりません。

発行元 : 社会保険労務士事務所セオス

〒577-0837 大阪府東大阪市寿町2-5-15-102号

TEL : 06-4306-3948 FAX : 050-3737-9771

HP : <http://www.ceoss-sr.jp>

E-mail : info@ceoss-sr.jp